

○厚生労働省令第五十号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十四条第二項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第三十六号の三十三を第三十六号の三十四とし、第三十六号の三十から第三十六号の三十二までを一号ずつ繰り下げ、第三十六号の二十九の次に次の一号を加える。

三十六の三十 三―「（一R）――（二・六―ジクロロ―三―フルオロフェニル）エトキシ」―五―
「一―（ピペリジン―四―イル）―一H―ピラゾール―四―イル」ピリジン―二―アミン（別名クリ
ゾチニブ）及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第三百三十三号の五を第三百三十三号の六とし、第三百三十三号

の四の次に次の一号を加える。

百三十三の五 モガムリズマブ及びその製剤

附 則

この省令は、公布の日から施行する。